

(3) 審議会の役割について

1 山武市景観条例及び山武市景観条例施行規則（審議会の規定）

山武市景観条例（抄）

平成27年山武市条例第5号

（審議会の設置）

第22条 市長は、良好な景観の形成に関する重要な事項について調査審議するため、審議会を置く。

2 審議会は、委員10人以内をもって組織する。

3 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

（1）学識経験者

（2）各種団体の代表者

（3）その他市長が必要と認める者

4 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員は、再任を妨げない。

（審議会の運営）

第23条 審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

（審議会の会長及び副会長）

第26条 条例第22条第1項に規定する山武市景観審議会（以下「審議会」という。）に会長及び副会長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

（審議会の職務）

第27条 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査及び審議する。

- (1) 景観計画の策定又は変更に関すること。
- (2) 条例第14条の規定による勧告又は命令に関すること。
- (3) 条例第15条の規定による公表に関すること。
- (4) 景観重要建造物等の指定及び解除に関すること。
- (5) 景観まちづくり市民団体の認定に関すること。
- (6) 景観まちづくり推進地区の指定並びにその変更及び解除に関すること。
- (7) 景観表彰に関すること。
- (8) その他良好な景観形成に係る事項に関すること。

（会議）

第28条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 審議会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

（庶務）

第29条 審議会の庶務は、都市整備課において処理する。

（審議会の運営）

第30条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

2 市長が審議会に諮問し、審議会が調査、審議する事項（規則第27条）

（審議会の職務）

第27条 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査及び審議する。

- （1）景観計画の策定又は変更に関する事。
- （2）条例第14条の規定による勧告又は命令に関する事。
- （3）条例第15条の規定による公表に関する事。
- （4）景観重要建造物等の指定及び解除に関する事。
- （5）景観まちづくり市民団体の認定に関する事。
- （6）景観まちづくり推進地区の指定並びにその変更及び解除に関する事。
- （7）景観表彰に関する事。
- （8）その他良好な景観形成に係る事項に関する事。

（1）景観計画の策定又は変更に関する事。（条例第7条、条例第8条）

・景観計画の策定及び変更するとき

（景観計画の策定等）

第7条 市長は、良好な景観の形成を総合的かつ計画的に推進するため、景観計画を定めるものとする。

2 市長は、景観計画を定めるときは、法第9条に定める手続のほか、あらかじめ山武市景観審議会（以下「審議会」という。）の意見を聴かなければならない。

3 前項の規定は、景観計画の変更について準用する。

・重点地区を指定するとき

（重点地区の指定）

第8条 景観計画区域のうち、重点的に良好な景観の形成を図る必要がある区域を景観計画重点地区（以下「重点地区」という。）として指定することができる。

2 市長は、前項の規定により重点地区を指定するときは、法第8条第2項第2号の規定に掲げる事項を景観計画に定めるものとする。

(2) 条例第14条の規定による勧告又は命令に関すること。(条例第14条)

- ・届出の内容が景観計画に適合しないと認められるものは、設計の変更その他必要な措置をとる旨の勧告をするとき
- ・景観計画に適合しないものをしようとした場合には、設計の変更や必要な措置をすることを命ずるとき。また、この権利を引き継いだ者に対して原状回復を命令するとき

(勧告又は命令)

第14条 市長は、法第16条第3項の規定による勧告又は法第17条第1項及び第5項の規定による命令を行うことができる。

2 市長は、前項に規定する勧告又は命令を行う場合は、あらかじめ、審議会の意見を聴かなければならない。

【法第16条第3項】

(届出及び勧告等)

第16条

3 景観行政団体の長は、前2項の規定による届出があった場合において、その届出に係る行為が景観計画に定められた当該行為についての制限に適合しないと認めるときは、その届出をした者に対し、その届出に係る行為に関し設計の変更その他の必要な措置をとることを勧告することができる。

【法第17条第1項及び第5項】

(変更命令等)

第17条 景観行政団体の長は、良好な景観の形成のために必要があると認めるときは、特定届出対象行為（前条第1項第1号又は第2号の届出を要する行為のうち、当該景観行政団体の条例で定めるものをいう。第7項及び次条第1項において同じ。）について、景観計画に定められた建築物又は工作物の形態意匠の制限に適合しないものをしようとする者又はした者に対し、当該制限に適合させるため必要な限度において、当該行為に関し設計の変更その他の必要な措置をとることを命ずることができる。この場合においては、前条第3項の規定は、適用しない。

5 景観行政団体の長は、第1項の処分に違反した者又はその者から当該建築物又は工作物についての権利を承継した者に対して、相当の期限を定めて、景観計画に定められた建築物又は工作物の形態意匠の制限に適合させるため必要な限度において、その原状回復を命じ、又は原状回復が著しく困難である場合に、これに代わるべき必要な措置をとることを命ずることができる。

(3) 条例第15条の規定による公表に関すること。(条例第15条)

- ・虚偽の届出をしたとき
- ・景観法による勧告に従わないとき
- ・景観法による命令に従わないとき

(公表)

第15条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者について、その者の氏名及び住所（法人にあっては、名称、所在地及び代表者の氏名）、当該対象となる行為その他市長が必要と認める事項を公表することができる。

- (1) 法第16条第1項又は第2項の規定による届出をするに当たり虚偽の届出をした者
- (2) 法第16条第3項の規定による勧告に従わない者
- (3) 法第17条第1項又は第5項の規定による命令に従わない者

2 市長は、前項の規定により公表をしようとするときは、山武市行政手続条例（平成18年条例第7号）に基づく弁明の機会の付与の例により、弁明の機会を付与するとともに、審議会の意見を聴かなければならない。

(4) 景観重要建造物等の指定及び解除に関すること。(条例第17条)

- ・景観重要建造物等の指定をするとき
- ・景観重要建造物等の解除をするとき

(景観重要建造物等の指定)

第17条 市長は、法第19条第1項又は法第28条第1項の規定により、景観重要建造物又は景観重要樹木（以下「景観重要建造物等」という。）の指定をしようとするときは、あらかじめ、所有者の同意を得るとともに、審議会の意見を聴かなければならない。

- 2 市長は、景観重要建造物等を指定したときは、所有者に通知し、その旨を告示しなければならない。
- 3 前2項の規定は、景観重要建造物等の指定の解除について準用する。
- 4 市長は、景観重要建造物等を指定したときは、規則で定めるところにより、名称及び所在地その他の事項を表示する標識を設置するものとする。

(5) 景観まちづくり市民団体の認定に関すること。(条例第19条)

- ・景観まちづくり市民団体を認定するとき

(景観まちづくり市民団体の認定等)

第19条 市長は、良好な景観の形成を目的に自主的な活動を行う市民団体であつて、規則に定める要件に該当するものを景観まちづくり市民団体(以下「市民団体」という。)として認定することができる。

- 2 前項の規定による認定を受けようとする市民団体は、規則の定めるところにより、市長に申請しなければならない。
- 3 市長は、第1項の認定をしようとするときは、あらかじめ、審議会の意見を聴くものとする。
- 4 市長は、市民団体が第1項の規則で定める要件に該当しなくなつたと認めるときは、当該認定を取り消すことができる。

(6) 景観まちづくり推進地区の指定並びにその変更及び解除に関すること。(条例第21条)

- ・景観まちづくり推進地区を景観計画に定めようとするとき、また計画を変更、解除するとき

(景観まちづくり推進地区)

第21条 市長は、市民団体から提案のあつた、市民と市の協働による良好な景観の形成を推進する地区を景観まちづくり推進地区(以下「推進地区」という。)として、景観計画に定めることができる。

- 2 市民団体は、前項の規定により推進地区を提案しようとするときは、当該推進地区内の良好な景観づくりに係る推進計画の素案を作成し、規則に定めるところにより市長に提案するものとする。
- 3 市長は、提案のあつた推進地区を景観計画に定めようとするときは、あらかじめ、審議会の意見を聴かなければならない。
- 4 前項の規定は、推進地区の変更及び解除について準用する。

(7) 景観表彰に関すること。(条例第25条)

- ・良好な景観形成に寄与している建築物や工作物の所有者や設計者を表彰するとき
- ・市の良好な景観形成に寄与している個人又は団体を表彰するとき

(表彰)

第25条 市長は、市の良好な景観の形成に寄与していると認められる建築物又は工作物の所有者、設計者等を表彰することができる。

- 2 前項に規定するもののほか、市長は、市の良好な景観の形成に寄与している個人又は団体を表彰することができる。
- 3 市長は、前2項の規定に基づく表彰をしようとするときは、審議会の意見を聴くことができる。

(8) その他良好な景観形成に係る事項に関すること。